の場合は必着とする。提出場所は、〒716―1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511　独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター会計課契約係 電話0866―56―7141

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（４⑴から⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　４⑹及び⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。

③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　特定ＪＶとしての資格及びその審査

⑴　特定ＪＶの構成は、次の⑵から⑾の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

⑵　全ての構成員について、厚生労働省から令和５・６年度有資格者名簿［建設工事］のうち近畿・中四国地域ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

建築一式工事　950点

代表者以外の構成員は、950点

⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　全ての構成員について、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　全ての構成員は、①に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成20年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①　工事に携わる構成員は、工事種目が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する公共施設工事を元請けとして施工した実績を有すること。

建物用途　問わない

構　　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

階　　数　地上２階建て以上

なお、代表者の構成員は地上２階建て以上建物規模延べ面積1,500㎡以上（増築又は改修工事の場合は、増築又は改修面積1,500㎡以上）なお、代表者以外の構成員は、延べ面積1,000㎡以上（増築又は改修工事の場合は、増築又は改修面積1,000㎡以上）

工事内容　代表構成員は新営又は増築又は改修工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

⑺　全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

⑻　各構成員は建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑼　出資比率要件特定ＪＶのすべての構成員は、出資比率20％以上であるものとする。

⑽　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑾　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

５　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも２及び３により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定４⑵の独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。）

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格確認通知書」により通知する。

７　資格の有効期間特定

ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年11月11日

独立行政法人国立病院機構

名古屋医療センター院長　小寺　泰弘

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　23

○第 07121 号（№07121）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　生体情報モニタリングシステム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和７年度第２・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　本システムは、セントラルモニタ、ベッドサイドモニタにより構成されること。

②　ＩＣＵ、ＣＣＵ、ＨＣＵの各部門に対応したベッドサイドモニタを有し、各部門のナースステーション内に設置するセントラルモニタで集中管理できるシステムであること。

③　ベッドサイドモニタは、心電図、呼吸数、酸素飽和度、観血血圧、非観血血圧、体温等が測定でき、波形表示及び数値表示ができること。

④　ベッドサイドモニタで取得した波形データを出力し、30日間以上サーバーに保存して、必要に応じて参照や印刷ができること。

⑤　患者の急変時にそのアラーム情報を医療スタッフに迅速に伝えるとともに、過去のアラームステータスを一覧で情報管理するための画面を有すること。

⑥　不整脈発生時にアラームで通知する不整脈解析機能を有すること。

⑦　重篤なアラームの見逃しを防ぐために、アラームは患者毎に解除できること。

⑧　ベッドサイドモニタは、患者毎に、パラメータやアラーム設定を変更できる機能を有すること。

⑨　操作メニューの表示は、日本語であること。

⑩　人工呼吸器等の外部機器データを取り込み、ベッドサイドモニタ及びセントラルモニタで表示ができること。

⑪　当院の病院情報システムとの連携が可能であること。